

農林水産委員会会議記録

農林水産委員会委員長 新居田 弘文

1 日時

平成 22 年 9 月 3 日（金曜日）

午前 10 時 2 分開会、午後 0 時 1 分散会

2 場所

第 2 委員会室

3 出席委員

新居田弘文委員長、熊谷泉副委員長、田村誠委員、佐々木博委員、佐々木順一委員、
工藤大輔委員、喜多正敏委員、平沼健委員、工藤勝博委員、吉田敬子委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

千葉担当書記、熊谷担当書記、小友併任書記、漆原併任書記、伊藤併任書記

6 説明のため出席した者

小田島農林水産部長、高前田理事、橋本副部長兼農林水産企画室長、
徳山農政担当技監、須藤農村整備担当技監、竹田林務担当技監、
佐々木水産担当技監兼漁港漁村課総括課長、寺島技術参事兼水産振興課総括課長、
小岩農林水産企画室企画課長、長岡団体指導課総括課長、
小田島団体指導課指導検査課長、菊池流通課総括課長、杉原農業振興課総括課長、
千田農業振興課担い手対策課長、工藤農業普及技術課総括課長、
沼崎農村計画課総括課長、伊藤農村建設課総括課長、千葉農産園芸課総括課長、
小野農産園芸課水田農業課長、山田畜産課総括課長、千葉畜産課振興・衛生課長、
堀江林業振興課総括課長、藤川森林整備課総括課長、阿部森林整備課整備課長、
佐賀森林保全課総括課長、五日市水産振興課漁業調整課長、松岡競馬改革推進室長、
菅原競馬改革推進室競馬改革推進監、大友競馬改革推進室特命参事、
平野競馬改革推進室特命参事

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

(1) 委員席の変更

(2) 継続調査

「チリ地震津波における復旧・復興状況について」

(3) その他

委員会調査について

9 議事の内容

○新居田弘文委員長 おはようございます。ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を開きます。

初めに、委員席の変更を行いたいと思います。委員の所属会派の異動に伴い、委員席をただいま御着席のとおり変更いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新居田弘文委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

次に、チリ地震津波における復旧・復興状況について調査を行います。調査の進め方についてであります。執行部から説明を受けた後、質疑、意見交換を行いたいと思います。

それでは、当局から説明を求めます。

○寺島技術参事兼水産振興課総括課長 それでは、お手元に配付しておりますカラー判のチリ地震津波における復旧・復興状況についてという資料に基づいて御説明いたします。

表紙には、被災時の養殖施設の状況と復興状況の写真を載せております。上段の被災した養殖施設の左側の写真は、本来整然と並んでいたはえ縄式養殖施設が、津波により海底のアンカーが移動して海面のロープや浮き玉が絡まってしまった状況でございます。右側の写真は、その絡まったロープや浮き玉をクレーン船で引き上げている状況でございます。下段の復興の様子右側の写真は、強い水産業づくり交付金事業でアンカーブロックを海底に設置しようとしているところでございます。左側の写真は、完成したはえ縄式養殖施設でございます。整然と整備されております。

次に、2ページをお開き願います。ここには、概要として復旧、復興の状況をまとめてございます。上から順に御説明いたします。

この津波で、陸前高田市から宮古市までの6市町において、養殖施設と水産物に約18億1,000万円の被害が発生いたしました。このため、国に対して3月11日に知事が、強い水産業づくり交付金の予算枠の拡大と重点配分、早期交付、採択要件の緩和を要望したほか、3月18日に岩手、宮城の両県知事の連名による、強い水産業づくり交付金の予算枠の拡大等に加え激甚災害法の発動について、両県副知事が持参の上、要望いたしました。

そして、県は3月24日に、平成22年度当初予算の補正予算として、総額2億2,799万4,000円を措置し、養殖施設の復旧、被災した資材等の廃棄処分、失われた養殖用種苗の購入について支援することといたしました。

まず、養殖施設の復旧支援の進捗状況は、陸前高田市、大船渡市が4月から、釜石市、大槌町、宮古市は7月から整備を開始しており、9月末には全地区において整備完了の見込みでございます。

次の養殖資材、水産物等の廃棄処分支援では、陸前高田市、釜石市、大槌町、山田町及び宮古市で既に完了し、大船渡市も年内に処分完了見込みでございます。

もう一つの養殖用種苗の購入支援におきましては、関係市町を通じて関係漁協の実施計画の提出を求めて既に事業着手しておりますが、大船渡市は9月に内示の予定でございます。それぞれ適期に種苗を搬入する見込みとなっております。

それから、激甚災害指定につきましては、4月23日に政令公布され、カキ、ホタテガイ、ホヤ、ワカメ、コンブ、エゾイシカゲガイの養殖施設が対象となります。本県では、国の養殖施設災害復旧事業調査要領に基づく事業対象を調査した結果、大槌町のホタテガイ養殖漁業者13名だけが養殖施設災害復旧事業を活用する予定でございます。

これらの事業を活用して、年内には津波による被害が復旧、復興する見込みでございます。

それでは、次のページ以降で被害の状況や復旧、復興に対する県の支援策、激甚災害指定の状況等について、少し詳しく御説明いたします。

次に、3ページをごらん願います。1の津波による被害状況でございます。2月28日に本県を襲来した津波では、幸い人的な被害はなかったものの、湾内に設置した養殖施設を中心に甚大な被害が発生いたしました。この津波による全国の被害額は、水産物、養殖施設、水産施設、漁具、漁船を合わせて63億7,900万円となり、本県の海面養殖業への被害額は、養殖施設、水産施設が約6億5,800万円、養殖水産物が約11億5,700万円、合わせて約18億1,500万円に及び、深刻な状況となりました。(1)には全国の被害状況を示してございます。被害額の大きい順に宮城県、岩手県、三重県等の順で並べてございます。(2)は岩手県の被害状況で、被害区分ごとに被害規模、被害額を示してございます。

次の4ページをお開き願います。(3)は市町村別の被害状況一覧でございます。表の一番上、左から右に向かって市町村名、被害種別、被害数、被害額としております。まず、陸前高田市の養殖施設は1,275台の被害で、3億400万円の被害額であります。水産物は3億8,000万円でございます。以下、大船渡市、山田町、宮古市、釜石市、大槌町の順に示してございます。

隣の5ページには被害時の写真を載せてございます。ごらん願います。上段の左側は、被災して絡まった状態のはえ縄式養殖施設でございます。右側は被災して漂流するいかだ式養殖施設、中段左側は漁場からの養殖施設の撤去作業で、ここで赤いのはホヤであります。右側は同じ撤去作業で、これは作業船に移し込んだところでございます。下段の左側は漁場から撤去した養殖施設で、作業船から岸壁に揚げたものです。右側は、この揚げた資材、生産物の中からホヤ等を選別しているところであります。被害状況につきましては以上でございます。

次に、6ページをお開き願います。ここには2として復旧、復興に対する県の支援策を示してございます。大きな被害となったのは、津波のエネルギー規模が大きかったことに加え、養殖施設の耐波性能の不足が大きな要因と考えられましたことから、速やかな養殖施設の復旧はもちろんのこと、あわせて耐波性能の向上などが重要と思われれます。このため本県で

は、関係市町村等と協力して、被災した養殖施設と養殖水産物の撤去や処分等に取り組んだほか、生産基盤となる災害に強い施設の復旧、カキやホタテガイなど販売までに数年を要する養殖水産物の種苗購入を支援することといたしました。

これらの補正予算による支援策及び内容について御説明いたします。補正予算総額は、2億2,799万4,000円でございます。

まず(1)の養殖施設の復旧支援であります。ここに示してございますのは、ワカメ養殖施設の補助対象をイメージしております。海底のアンカーがコンクリートブロックの場合は国の交付金事業で対象となりますが、ここが土俵の場合は対象外でありますので、県単事業での実施となります。また、海面の養殖縄や浮き玉も国の交付金事業の対象外でありますので、県単事業での実施となります。これらの基準により、国の交付金事業と県単事業に分けて施設整備を実施しております。

まず、アの強い水産業づくり交付金、これは国の交付金であります。これは、カキ、ホタテガイ、ワカメ等の養殖施設整備への交付で、交付率は2分の1であります。予算額は1億2,510万円、補助対象は施設の耐用年数5年以上、事業費500万円以上等の基準がでございます。事業実施主体は市、町、漁協等でございます。

下の表は、この交付金事業の実施状況で、8月末現在では広田湾漁協は既に完了済みであります。大船渡市漁協では、赤崎地区はもう完了しておりますが、末崎地区が9月の完了見込みとなっております。宮古漁協も9月末の完了見込みでございます。合計事業費は1億6,478万3,000円で、交付金は8,239万1,000円でございます。

次に、7ページをごらんいただきます。イの地域営漁計画推進特別対策事業費補助、これは県単補助金でございます。これも同様に、カキ、ホタテ、ワカメ等の養殖施設整備への補助で、補助率は3分の1であります。予算額は5,560万円、補助対象は、施設の耐用年数3年以上、交付金事業に該当しない施設整備ということにしておりまして、事業実施主体は、地域営漁計画を策定した漁協でございます。

下の表は、この事業の実施状況で、8月末現在では広田湾漁協は既に完了済み、大船渡市漁協では、赤崎地区は完了済みで末崎地区は9月末の完了見込み、釜石東部漁協は9月末の完了見込みで、大槌湾ホタテ養殖組合も、また宮古漁協も同様に9月末の完了見込みでございます。合計事業費は1億2,975万2,000円で、県費は4,317万7,000円でございます。

左側の写真は、交付金事業で整備しております養殖施設のアンカー、船の上に乗せて漁場に運ぼうとしているところでございます。右側は、はえ縄式養殖施設を整備したところでございます。このように整然と並んでおります。

次に、(2)の養殖資材、水産物等の廃棄処分支援であります。これも上記のイと同じ県単補助金の事業でございます。事業名は漁業系廃棄物処理緊急支援事業で、補助率が3分の1であります。予算額は3,892万3,000円、補助対象は、被災した養殖施設や水産物の撤去、処理への補助でございます。事業実施主体は、ここに示してある6市町でございます。

次は8ページをお開き願います。左側の写真は、この事業の対象となっておりますカキ殻

等廃棄物の運搬作業の状況でございます。右側は、養殖廃材の処理をしているところでございます。

下の表は、この事業の実施状況で、8月末現在では陸前高田市が完了しておりますが、廃棄物量の生物系が90トン、資材系が116トン、合計206トンでございます。大船渡市は現在実施中であります。釜石市、大槌町、山田町、宮古市は、いずれも完了しております。合計でありますけれども、それぞれ生物系が694トン、資材系が376トン、合計1,070トン、事業費で6,716万7,000円、県費で2,238万4,000円でございます。

次に、(3)の養殖用種苗の購入支援であります。これも県単補助金で、事業名は養殖用種苗購入緊急支援事業で、補助率が3分の1であります。予算額は837万1,000円、補助対象は、ホタテガイ及びカキの養殖用種苗の購入費用であります。事業実施主体は、ここにある6の漁協であります。

次の9ページをごらん願います。左側の写真は、購入予定のホタテガイの種苗であります。これは1センチぐらいかと思いますが、これよりもっと大きな種苗を購入する場合があります。右側は、ホタテ殻に付着させたカキの種苗であります。殻の上にちょっと黒いぼつぼつが見えますが、これが、付着したカキの種苗となります。

下の表は、この事業の実施状況で、8月末現在では広田湾漁協は内示済み、大船渡市漁協が今月、後日内示する予定にしております。それから、釜石東部漁協、大槌町漁協、三陸やまだ漁協はいずれも内示済みでありまして、合計事業費が2,670万円、県費で889万9,000円でございます。

次に、3の海面養殖施設に係る激甚災害指定についてでございます。

(1)のとおり国は4月23日に政令を公布し、次の内容を定めております。激甚災害の指定。それから指定要件の緩和であります。1行下がってこれまではと書いてありますが、これまでは、被災養殖施設の面積または数が全養殖施設の2割を超えた場合のみ対象でありましたけれども、今回新たに、その上に書いてあります、被災養殖施設に係る被害額の合計が2,000万円を超えた場合は対象にするということで追加しております。それから、滅失及び大破までが補助の対象でありましたけれども、これを中破、小破まで対象と、その範囲を拡大しております。それから、これまでは復旧事業費から共済金の支払額を控除しようということになっていたのですけれども、これを控除しないということで、これも緩和していただいております。それから、対象養殖施設の指定で、カキ、ホタテガイなど本県の養殖の施設は、ほぼ全部対象となっております。補助率の指定は10分の9、これを決定していただいております。

その結果、(2)にありますように県内の対象候補として、陸前高田市ではカキ、ホタテガイ、エゾイシカゲガイ、ホヤの養殖施設、大船渡市はカキ、ホタテガイの養殖施設、大槌町はホタテガイ、山田町はカキ、宮古市はコンブ、ワカメの養殖施設が対象の候補となりました。

ここに釜石市がございませんが、釜石市につきましては、次の10ページに経緯を示して

おりますのでお開き願います。米印のところですが、釜石市のホタテ、ホヤの施設は、4月20日現在、政令の指定要件となる被害割合が2割を超えていなかったために、候補にはなりません。候補には入れていなかったのですが、その後の調査で2割を超えるということがわかり、災害復旧事業の候補となり得たのですけれども、その段階で候補になっても、次のステップで実際に事業実施できるのか、その要件は、施設1台当たりの復旧事業費が13万円以上という基準—これは法で定められていますけれども、これをクリアできるのかどうか関係者と検討した結果、これが13万円を下回るということだったために、この段階では活用しないということ、したがって事業対象候補としても手を挙げないということになりました。

次に、(3)の災害復旧事業実施見込みであります。6月30日付で国から示されました養殖施設災害復旧事業調査要領を受けまして、関係漁業者に対する説明会を開催しております。その結果、大槌町漁協所属のホタテ養殖業者13名だけが、今回の災害復旧事業を活用する予定となりました。ほかの漁協がこの復旧事業を活用しない主な理由といたしましては、下のアとイがございまして、アとして、滅失、大破した養殖施設の大部分は、国の強い水産業づくり交付金や県単事業で整備することとし、実際、現在整備しているところです。それからイとして、次の理由により、国が策定した2月28日の津波による災害復旧事業調査要領に合致しなかったことがございます。一つは、被災前の施設に原形復旧しないこと。激甚災の場合は原形復旧が原則でございまして、そうしないという選択をすれば、これは受けられません。それから、ほかの養殖品種に転換したということ。それから、自前の資材で復旧済みだということ。それから、復旧事業費が13万円未満となってしまうことなどがございます。

今後のスケジュールといたしましては、9月13日、14日にかけて国による現地調査が予定されております。いわゆる査定調査になります。また、国から県に補助金交付要綱等が提示された段階で、県も要領等を策定し、事業を実施することとしております。なお、水産養殖施設災害復旧事業費は9月補正予算により措置する予定でございます。

次の11ページをごらん願います。ここには参考といたしまして、これまで説明した以外の三つの支援を簡単にまとめてございます。

まず、(1)の漁業共済による支援であります。県は3月3日に岩手県漁業共済組合へ共済金の早期支払いを要請し、共済組合からは対応する旨の回答をいただいております。下の表は、漁業施設共済金支払い状況でございます。漁協別、施設別の支払い状況を示してございます。宮古漁協は、被害が大きかったワカメ、コンブ施設の支払いが多くなっております。それから、三陸やまだ漁協、釜石東部漁協、大船渡市漁協は、被害が大きかったホタテ施設は共済に未加入であったことなどから、支払いが横棒になって金額が少なくなっております。広田湾漁協は、ホタテ、カキの支払いもそれぞれ大きな額になっております。漁業施設共済金支払総額は1億3,700万円余となっております。

次は生産物になりますが、特定養殖共済金支払い状況でございます。ここではワカメが

1,996万円、コンブは1,865万円で、合計3,861万円の支払いとなっております。ここでホタテガイ、カキのところに横棒が引いてございますけれども、これは、漁期の終盤での被害等であったため、支払いは生じなかったものであります。

次に、(2)の資金による支援、経営資金、生活資金でございますが、県は、金融機関へ資金の円滑な融通等について要請し、低利資金の貸し付けでは、当面の運転資金、生活資金については、農林漁業セーフティネット資金等の低利の制度資金の活用を促進したところであります。

最後に、(3)の水産物の販売支援であります。ことし4月の第4金曜日、土曜日、日曜日に開始いたしました新しい地産地消キャンペーン岩手の海族DAYにおいて、関係各社との調整を図って、県内量販店等、10グループによる復興支援販売を実施いたしました。また、大手量販店等、埼玉県内1店舗で開催された岩手県フェアにおいても、被災地域の応援販売を実施いたしました。

以上で、チリ地震津波における復旧・復興状況についての説明を終わります。

○新居田弘文委員長 ただいまの説明に対し、質疑、意見等はありませんか。

○平沼健委員 今回の災害復旧につきまして、大変な御努力をいただきまして、私からも感謝申し上げる次第であります。いろいろお聞きしたいことがあるのですが、今回の激甚災害指定を受けなかったということがどういうことかと思っていれば、10ページで説明がございました。いろいろな形で合致しなかったということのようではございますが、一つここで教えてもらいたいのですが、被災前の施設に原形復旧しないというのは、どうしてこういうことになるのかということが一つ。

それから、今回、養殖施設の海底へのアンカーの設置をやるということで図面もございまして、これは打ち込みアンカーをやるということなのですか。土俵とかコンクリートブロックだけを置くということなのでしょうか。それともコンクリートブロック自体に、何か海底に打ち込むそういうものがついているということなのか、その辺を教えてください。

それと、あの大変な被害があつて、施設とかいろんな被害があつたのですが、漁家一要するに収入が1年ぐらい途絶えるというか、そのようなことの危惧もあつたわけですが、そういう方々への対応というか、実態というのはどのようなになっているのか、その3点をまず教えてください。

○寺島技術参事兼水産振興課総括課長 まず、1点目の被災前の施設に原形復旧しないということは、今まで、例えばコンクリートアンカーだとすれば3トン、ロープであれば20ミリだったとすれば、それが今度の津波で動かされて非常に弱かったと。今後我々は、より強い施設で耐波性能を高めようということと呼びかけておりまして、それにこたえて、アンカーブロック3トンを5トンにしたとか、ロープ20ミリを25ミリにしたとか、現状よりもより強い施設にすれば、原形の復旧とはまた違うということになりますので、激甚災の対象外ということになってしまいます。

それから、2点目のコンクリートブロックのところ。打ち込み式アンカー—これは、宮古

市のカキ施設で非常に効果があったわけですが、今回それも地域で検討したのですが、やはり底質が砂とかで、アンカーがちゃんと下に打ち込まれて機能しなければならないのですけれども、いろいろ検討した結果、漁場としてそういうアンカーが打てないというようなところであれば、コンクリートブロックにするとか、海底が斜めになったり岩が多くて、とてもコンクリートを置いても機能しないような場合は表面的にするとかで、コンクリートブロックの場合は国の交付金事業の対象となりますが、土俵であればならないので県単事業でやると。コンクリートは、あくまでも底は平らですので、その平らの接地面の摩擦でやる、そこで特に打ち込む方式ではございません。打ち込みアンカーは、それはそれだけの機能での宮古方式を採用したもの、ああいうものがありますけれども、それとは違う形になります。

それから、漁家の収入のことについてでありますけれども、確かにホタテ、カキの場合は大変なのですけれども、整備上、ワカメ、コンブについては生産が単年度ですので、これは施設整備すれば、秋に種まきをして春に収穫できますから、施設が整備になればコンブは大丈夫です。カキ、ホタテの場合は、確かに被害を受けたのですが、その養殖漁業者は、その漁場でそれだけしかやっていないわけではなくて、例えばワカメ養殖、コンブ養殖等と複合的にやっている場合があること。それから、カキ、ホタテで被災していても、同じ漁協の中のほかの地区にある漁場を持っていたりすること。それから、今回新たに種苗の購入への支援もやっておりますので、その意味では、補助を受けて種苗を購入できる。それからもっと急いで売りたい人は、少し大型の種苗を購入して成長させて、早く売れるような形にしていこうという方法もございます。

やはり落ち着いて見れば、自分たちもどういうふうになればいいのかを考えていけると思いますので、確かにこれまでよりは厳しくなるとは思いますが、ある程度維持していけるのではないかなというふうに考えております。

○平沼健委員 わかりました。もう一つ、11 ページの参考という資料がございますが、その中で、共済についてお尋ねしたいのですが、従来からカキは比較的多く共済に入っているということですね。ホタテはなかなか入っていないという、そのような実態が確かにあったと思います。こういう低気圧あるいは津波の被害があると、必ずこの問題が出てくるわけですし、ホタテガイは未加入ということもあって、共済金の支払いがないということがございますし、また漁期が終盤のためという説明がされましたけれども、そうすると、被害が少なかったからということなのか、その辺があるのですけれども。共済加入は強制というわけにはいかないものなのでしょうけれども、将来的に同じような災害というものが発生する可能性、危険性があると思いますので、漁協等あるいは市町村を含めた形で、何とか加入率をもっと上げるという形—従来からとっているのでしょうけれども、なお一層そういう方法にならないものかなと思うのですけれども、その辺二つお尋ねして終わります。

○寺島技術参事兼水産振興課総括課長 11 ページの中でホタテ施設が横棒になって、未加入ということで、私たちが漁業共済と一緒に必死に浜回りをしたり、組合長や参事会議など

でも呼びかけております。その中でも現状として未加入が多いわけですが、やはりこういう災害を受けて、自分たちも考えてもらわなければならないということで、我々としては強制的なことはできませんので、今のところは加入をお願いしていくしかないというふうに思っております。

それから、カキ、ホタテガイの生産物の漁期終盤ということで、共済は掛け金が1年になって一つのサイクルになっておりますけれども、カキなどであれば、漁期といたしまして11月、12月あたりが最盛期で売って出したりするわけですが、そういう中で、ある程度売った段階での被害であったということもあります。そういう中で、ではどう持って行くかという、来年以降の話もあるわけですが、そこは来年の単価がどういうふうになっていくのかとか、全体の生産の中で来年度以降また共済の対象になっていくのかどうかの判断になっていくと思っております。

いずれにしても共済加入は県としても強く呼びかけていきますし、今回のように交付金、県単、激甚災害、いろいろな部分で何とかやっていたのですけれども、日ごろから漁業者も自覚して加入してもらわなければならないというふうに思っております。

○工藤大輔委員 数点お伺いしたいと思います。

まず、8ページなのですが、漁業系廃棄物処理緊急支援事業実施状況ということで、数値的に、廃棄物のトン数と対象事業の金額で、例えば陸前高田市と大船渡市、上の二つを見ても、トン数の違いはあるのですが金額に大きな違いが生じていなかったり、あとはトン数が少なくても意外と対象の事業費がかかったというケースが見受けられますが、その内容について、簡単に結構ですので説明をしていただきたいというふうに思います。

2点目は、先ほどの平沼委員の質問とも一部重複しますが、被災漁家の生活実態が、これによってどのようになっているのか。例えば、低利で資金を調達できるようにというふうな形で働きかけ等もしてこられました。資金調達等の実態がどのようになっているのか、説明をしていただきたいと思っております。

○寺島技術参事兼水産振興課総括課長 8ページの真ん中の表のところをごらんいただきたいのですが、陸前高田市から宮古市まであって、大船渡市だけが生物系の処理量521トンと一けた多くなっております。これは、それぞれの地区で生重量か干重量かという違いがございます。これは、大船渡市以外はそれぞれ干重量で出しております。これは、大船渡市以外のところは業者にそれぞれ出すために干重量で出しているのですが、大船渡市だけは太平洋セメントのほうで処理してもらえるとということで、当初の段階で一回に太平洋セメントに運ぶのではなく、太平洋セメントも専門業者ではないので処理量が限られていて少しずつ運んでいるので、したがって、実際まだ処理を継続中になっておりますけれども、ここは当初の生重量で書き込んでいたということの違いがあります。

それから、特に宮古市が、合計トン数も86トンなのに事業費が一番大きいということでありますけれども、特に宮古漁協では、ぐちゃぐちゃになって移動してしまったアンカーをすべて台船に引き揚げて、これを魚礁として再利用するというので、日数をかけて台船、

クレーン船、それを動かしたので一いわゆる再利用という考え方なのですけれども、そこで日数がかさんだので、金額が大きくなったということでもあります。

○長岡団体指導課総括課長 被災漁家における資金調達の実態についてのお尋ねでございますが、被災から3カ月経過した5月末の時点で、信漁連が取りまとめた津波被害に関係する融資の実績は、10件、975万円にとどまっております。この数字から見ますと、当面の生活資金あるいは営漁資金について、大きな支障はなかったものというふうに考えております。

ただ今後、本格的な施設の整備に着手をしなければならぬ時期を迎えますので、早ければ今秋以降、そのための資金需要が高まる可能性が高いものと考えております。

また、被災漁家の多くは、今後2年ないし5年にわたって収入減が見込まれておりますので、既往の債務の償還に支障を来す漁家が出てくること懸念されると考えております。したがって、県といたしましては今後、施設整備資金それから既往債務の償還資金、この二つの資金の視点について、支援に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○工藤大輔委員 そうなると、まだまだ気を抜かずしっかりと細かい、その時々々の状況も見きわめながら、対応をぜひよろしくお願ひしたいと思いますし、また漁協のほうなどでは、例えば水産物を水揚げすれば漁協経営に寄与するために当然一部お金を取るわけですが、そういったものを多少減免するであったり、組合員の復旧に向けた何らかの漁協自体の努力、あるいは県漁連等の何らかの取り組みというのはあるのでしょうか、お伺ひしたいと思います。

○寺島技術参事兼水産振興課総括課長 今回の、漁協での具体的な取り組みという、水揚げに対する減免等のお話は、私は把握しておりません。しかしながら、今回いろいろな交付金なり補助事業なり、そういう施設整備につきましては、漁協等が事業主体になっておりますので、そこら辺は、漁協も県、市町村と一緒に漁業者に対する支援をしていくという形はあると思っております。

○工藤大輔委員 わかりました。いずれ生産者あつての漁協ですし、岩手の水産業ですので、第一に考えて進めていただきたいというふうに思います。

今回、激甚災害の指定で要件緩和があつたということで、これは大きな前進であつたかというふうにとらえております。そのような中、岩手の養殖事業者の規模の実態から見て、この要件緩和はどのような十分さだつたのかどうか。担当課の皆さん方はどのような形で見ているのか教えていただきたいと思ひます。といいますのも、生産から販売まで1年から数年かかるものとか、あとは全国でもそれぞれ養殖事業でも特徴がありますので、それについての御見解をいただきたいと思ひますし、もし足りない部分があるとなれば、激甚災害の指定において、今後どのようなことを求めていきたいと思ひているのかお伺ひしたいと思います。

また、津波災害を乗り越えるには、やはり公共事業をさまざま実施しながら防ぐというものも必要だと思ひます。これは、人的財産を守っていくという観点もあれば、例えば日常の漁

港内とか湾内の水位を安定化させるだとか、さまざま生産の現場においても大きく寄与するものだと思います。これは当然、農林水産部のほうというよりも県土整備部のほうと十分に協議をしながら、進めるべき事業をどんどんしっかりと進めていくということは、安全・安心の面と産業振興の面に大きく寄与するというふうにとらえておりますので、これについては部長のほうから、またどのような形で協議をしながら厳しい財政の中でこのような事業を推し進めるのか、その認識についてお伺いしたいと思います。

○小田島農林水産部長 それでは今、工藤委員から御質問をいただいた公共事業のあり方、水産基盤の整備、安全・安心、そういうものを進める公共事業のあり方ということのお尋ねについて、私のほうからお答えをさせていただきます。

事業費が非常に厳しい状況にございまして、来年度の国の概算要求などを見ますと、水産基盤の整備では、対前年度比9割という削減の予算要求が示されております。しかしながら、今回のことも踏まえ、安全・安心な基盤の整備というものは、やはり水産基盤を整備する上でその核となるものだというふうに私どもは考えてございます。

これは、国のほうに対して、本県のこういった実情を訴えると同時に、部の枠を越えまして県土整備部と連携をしつつ、同じ漁協の中における海岸のほう一例えば保全施設ですとか安全施設ですとか、そういうものを効率的に、いかに守る仕組みをつくっていくかということ、連携し協議しつつ、こういう基盤の整備にさらに一層努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○寺島技術参事兼水産振興課総括課長 まず、要件緩和をしていただいたわけですが、それについてどう考えるかということですが、これまでの要件から見ても、やはり漁業者にしてみれば非常にお金がかかるわけでありまして、漁業施設の2割を超える施設数だけではなくて、金額の観点からも見ていただいたということは、非常によかったと思います。

9ページの3の(1)のところに書いてございますけれども、これは非常によく、これによって本県でも対象候補がふえていると。それから、これまでは、なくなったもの——使えないぐらいの大破であったとか、それに限られていたものが、中破、小破まで見ていただけることになった。これは、漁業者としては非常に喜んでることだと思います。

それから、共済金を控除する—これが、しなくてもいいということになりました。これらに関しては、我々が宮城県の担当者と一緒に話をしながら、そういうことを変えて広く救済してほしいというようなことを意見交換しておりまして、これらが反映されたということは、非常によかったというふうに思っております。

それから、全国の特徴といたしまして、宮城県と本県の知事の連名で要望をしたと冒頭申し上げましたけれども、今回、激甚災害の指定なりにしても、全国の金額レベルがありますので、そこを宮城県、我が県があわせていって、ようやくなったようなところがございます。そういう意味で、連携をとるといことがありますが、宮城県はこれまでは、本県がやってきているような強い施設づくりという観点は余りなくて、どちらかといえば原形復旧的な

対応をそれぞれ漁業者がやってきたと。しかし本県は、こういう災害があるたびに、より強い施設にして、補助事業ということは漁協等が事業主体となって整備していきましようという観点できた。両方がタッグを組んで、それぞれ国のほうで認めていただいているような形で、連名でお出ししたということになっています。したがって、宮城県としては激甚災害の指定を受けてよかったと思いますし、本県も、少なくともございますけれども、それにのれるところがあったという事実。それから交付金も、本県に枠を、急なところを配分してくれたということで、そういう意味では、それぞれ特徴にあったことを国のほうで対応していただけたのだろうというふうに思っています。

それから、足りない部分でありますけれども、やはり激甚災害の関係でいえば、前回、昭和54年にあったきりで今までないということで、国のほうもこういうような対応には手間取ったでしょうし、我々ももっと早くできないのかなということはありませんけれども、6カ月たってようやく今、査定調査が入るわけであります。そこら辺が、もう少し早い対応ができればいいのかなというふうには思っております。

○工藤大輔委員 新しく生産したりだとか目指すような養殖物なども、地域の特徴を生かす取り組みとして、また漁場環境の有効活用という観点からも、今後また、試験を進めながら生産に取り組んでいくことというふうに思いますが、そういった中で、それらが対象外ということにならないような形で働きかけていただいて、生産者からとってみれば生産しているものは、すべて被害が生じれば、それはもう被災を受けたものということになりますので、ものによって対象、対象とならない、そういったことがないような形で、今後、国とも強く協議をしていくように求めまして、質問を終えたいと思います。

○新居田弘文委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新居田弘文委員長 ほかになければ、これをもって、チリ地震津波における復旧・復興状況について、調査を終了いたします。

この際、執行部から、平成22年農林業関係の気象災害の発生状況と対応についてほか2件について発言を求められておりますので、これを許します。

○小岩企画課長 それでは、平成22年農林業関係の気象災害の発生状況と対応につきまして、お手元の資料に基づきまして御説明いたします。この資料では、気象災害を豪雨、降ひょう、暑熱の三つに分けております。

まず、1の梅雨期の豪雨についてであります。岩手町など8市町村で発生いたしまして、総被害額は約18億6,000万円となっております。被害の詳細についてであります。表に記載のとおり、6月20日の奥州市での水路の破損に始まりまして、7月2日から4日にかけての大雨によりまして、一関市、八幡平市などにおきまして、田畑ののり面崩壊や水路などの破損などで6,400万円、さらに葛巻町におきまして、林地崩壊が発生しております。小計で1億2,900万円余となっております。7月7日には奥州市におきまして、田畑ののり面崩壊、ため池ののり面崩壊などが発生しております。また、7月9日から10日には、一

関市、陸前高田市などにおきまして、田畑ののり面崩壊、水路などの破損が発生しております。表の最後になりますが、7月17日には岩手町を中心といたしました集中豪雨が発生いたしました。農作物や農地、農業用施設、林業施設を中心に、約17億円余の被害が発生しております。

大変恐縮ですが、2ページをお開きいただきたいと思っております。上段の点線で囲ったところですが、国は、梅雨期の豪雨により被害が全国的に多発しましたことから、一連の災害を激甚法に基づく激甚災害に指定しております。期間は、6月11日から7月19日までの間の豪雨です。激甚災害指定になりました農地、農業用施設及び林道関係被害額は、全国で338億円余、うち本県は9億7,000万円となっております。

激甚災害に対し適用する措置の概要についてであります。①の災害復旧事業などに係る補助の特別措置といたしまして、農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業につきまして、暫定法に基づきまして、通常の国庫補助の1割程度のかさ上げが実施されることとなります。全国の過去5カ年の平均を見ても、農地では、一般災害では83%の補助率、これが激甚災害指定になりますと92%。林道につきましては、同様に82%が91%にかさ上げされたという実績になってございます。

また、②ですけれども、小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入といたしまして、暫定法の適用を受けない小災害—これは工事費が13万円以上40万円未満ですけれども、この復旧事業費に充てる地方債に係る元利償還金を、基準財政需要額に算入されることとなっております。算入率ですが、一般災害ですと47.5%から85.5%ですけれども、これが激甚災害に指定されますと100%になります。

恐れ入りますが、1ページ目にお戻りいただきたいと思っております。②の被害への対応についてであります。①の農作物被害への対応といたしまして、被害の軽減を図るため、病虫害防除などの事後対策につきまして徹底を図ったところであります。また、7月17日などの大雨被害につきまして、岩手町のほうから農作物災害復旧対策事業による緊急病虫害防除や改植などの実施要望がありまして、実施につきまして現在検討中であります。

次に、②のアの農地、農業用施設の復旧に向けた対応についてであります。団体営農地等災害復旧事業費補助によりまして、復旧対策を実施予定としております。なお、国庫補助の対象となりません小規模災害につきましては、市町村単独事業などにより復旧対策を実施する予定となっております。また、イの林業施設につきましては、林道災害復旧事業によりまして、復旧対策を実施する予定となっております。同様に、小規模災害につきましては、市町村単独事業により復旧対策を実施する予定となっております。

なお、表をごらんになっていただきたいのですが、ゴシックアンダーラインのところがございます。具体的に申し上げますと、7月2日から4日の農地、農業用施設、田畑ののり面崩壊、水路の破損で八幡平市。7月17日—表の一番下になります。農地、農業用施設の葛巻町、岩手町、林業施設の岩手町、一戸町。これにつきましては、国庫補助のかさ上げによりまして、復旧事業を行うこととしているものであります。

次ページをお願いいたします。2の7月8日の降ひょうにつきまして御説明いたします。岩手町など5市町村で発生いたしまして、総被害額は1億4,200万円余となっております。被害の詳細についてであります、表に記載のとおり、農作物につきましては一関市、葛巻町、岩手町などで発生いたしております。主な被害は、牧草、葉タバコ、キャベツなどとなっております。

(2)の被害への対応についてであります、被害の軽減を図るため、病虫害防除などの事後対策について徹底を図ったところであります。また、大雨と同様ですけれども、岩手町から農作物災害復旧対策事業による緊急病虫害防除や改植等の実施要望がありまして、実施につきまして現在検討中であります。また、7月10日から11日にかけて、県内の生協及びAコープにおきまして、被害を受けましたナス、ダイコン、キャベツをわけあり商品として販売いたしております。

次ページをお願いいたします。3の6月以降の暑熱等につきまして御説明いたします。被害の状況についてであります、8月31日17時現在です。ブロイラーにつきましては約7万7,000羽、採卵鶏につきましては約2,300羽、乳用牛13頭などのへい死が報告されております。なお、農作物につきましては、ハウレンソウなどの野菜の立ち枯れなど、高温によると思われる障害が報告されており、被害額などにつきまして、現在調査を進めているところであります。

畜産の表をごらんになっていただきたいと思ひます。ただいま申し上げましたとおり、ブロイラーにつきましては約7万7,000羽がへい死しておりまして、被害額は3,900万円余となっております。この表の下にございます米印の1をごらんになっていただきたいと思ひます。ブロイラーにつきましては、県内の総飼養羽数とへい死の羽数でいいますと、被害率は約0.5%、米印の2ですけれども、同様に採卵鶏につきましては、約0.05%となっております。

次に、農作物についてであります。この表は、前年比出荷量という形で数字を出してございます。4月から8月の累積、表の下の米印の1をごらんになっていただきたいと思ひます。4月1日から8月30日までの出荷実績の累計でございます。なお、これに関しましては、春先の低温ですとか、先ほど申し上げました大雨ですとか、降ひょうなどによる被害も含んだデータとなっております。

その下の注のところすけれども、各作目の作付面積ですけれども、平成21年作付実績を100とした場合、キャベツ、レタスのほかは、ほぼ同じ面積となっております。

まず、ハウレンソウですけれども、生育の停滞、土壌病害の増加などの障害が認められております。出荷量ですけれども、累計では79%、8月のみを見ますと50%となっております。同様に、キャベツは腐敗性病害の増加、累計では87%、8月のみを見ますと106%。レタスにつきましては腐敗性病害の増加、累計89%、8月は96%。トマトは尻腐れ果の増加、累計が92%、8月のみを見ても92%となっております。ピーマンにつきましては尻腐れ果の増加などが認められますが、出荷量につきましては、累積が102%、8月が103%とな

っております。花卉—リンドウ、コギクにつきましては、生育の遅延、開花のおくれが認められましたが、累積では83%、94%でありましたが、8月を見ると100%、117%ということになってございます。これを要約しますと、葉菜類につきましてはハウレンソウを中心に被害が出ております。果菜類につきましては前年並みと認められるのかなと考えてございます。

次に、(2)の被害への対応についてであります。関係機関を通じました、暑熱に対応した技術対策情報の提供や巡回指導を実施してございます。また、8月10日に平成22年暑熱対策チームを設置いたしまして、必要な情報の収集、提供を一元的に行いまして、農家などへの技術指導などを徹底するとともに、必要な支援の検討を行っております。

具体的には、畜産につきましては、市町村、関係団体に対しまして、家畜の具体的な暑熱対策について文書通知しております。なお、これにつきましては、今年度のみならず、毎年、この暑熱の時期に文書で注意を喚起しているものであります。また、関係団体に対しまして、ブロイラーなどの暑熱対策の徹底について文書で通知をしております。

農作物につきましては、農作物技術情報に加えまして、農作物、家畜の適切な管理の励行を目的としました、農作物技術情報号外高温対策を発行いたしております。また、あわせまして、農家の方々に対してですけれども、熱中症防止などの農作業安全につきましても注意を喚起してございます。

②ですけれども、この技術情報のほかにチラシ等を活用して、注意喚起、指導を行っております。ハウレンソウにつきましては、八幡平市で4回、久慈市で2回、果菜類等につきましては、奥州市、一関市などで行ってございます。

③ですけれども、久慈地域では、ハウレンソウの中核的農家132戸への巡回指導を2回ほど実施してございます。

また④ですが、ハウレンソウ主産地で、被害状況の共有、今後の技術対策について検討するため、J A、市町村、農業改良普及センターによる技術対策会議を開催することとしておりまして、八幡平地域、久慈地域では終了しておりまして、遠野地域では今後開催する予定となっております。以上です。

○小野水田農業課長 それでは、戸別所得補償モデル対策の進捗状況について御説明申し上げます。

まず、1の加入促進の取り組みについてでございますが、このモデル対策は、平成23年度からの戸別所得補償制度の本格的実施に向けまして、今年度は米をモデルとした所得補償と、水田を有効活用した戦略作物に対する直接支払いが行われるというものでございます。

モデル対策の概要につきましては、恐れ入りますが資料の4ページ—最後のページでございますが、別紙をごらんいただきたいと思います。(1)の米戸別所得補償モデル事業は、主食用米を対象として、生産数量目標に即した生産を行う販売農家に対し、表1にありますとおり、全国一律で10アール当たり1万5,000円の定額部分と、平成22年産の標準的な

販売価格—これは過去3年間の平均価格でございますが、これを下回った場合に、その差額をもとに算定された変動部分が支払われる仕組みとなっております。

(2)の水田利活用自給力向上事業でございますが、これは麦、大豆、あるいは米粉用米、飼料用米等の新規需要米などの生産を行う販売農家に対して、表2にございますとおり、作物別に定められた10アール当たり単価によりまして、交付金が支払われる仕組みとなっております。本年度限りの措置といたしまして、都道府県段階における作物間での交付単価の調整、あるいは地域段階における指定作物への加算ができる激変緩和措置が講じられております。

恐れ入りますが、1ページ目にお戻りいただきたいと思っております。本対策の概要が明らかになりました年明け以降、制度がスタートする前の3月までに、県全体の説明会あるいは地域巡回によりまして、地域水田農業推進協議会を通じて制度内容の周知を図るほか、岩手農政事務所と共同でPRパンフレットを作成し、農業者に配布しております。また、加入申請の締め切りとなります6月には、周知漏れが生じないように新聞広告に掲載をしたところがございます。

次に、2の加入申請の状況についてでございますが、(1)の加入申請件数は5万4,498件。そのうち個人が5万3,873件、法人が141件、集落営農組織が484件となっております。加入申請件数全体及び集落営農組織の加入申請件数ともに全国第4位となっております。また、集落営農組織484件の構成員1万6,948戸を含めた、実質的な参加戸数は7万962戸となっております。平成22年産米の作付配分対象農家戸数—いわゆる米を作付している農家全体、8万7,742戸の80.9%に相当することになっております。本県の特徴でございますが、集落営農での加入件数が多いことございまして、本県が取り組んできた水田農業の組織化が進んでいることがうかがえるというふうに考えております。

2ページをお開きください。(2)の加入申請面積についてでございますが、①の米戸別所得補償モデル事業—これは主食用米の作付面積になりますが、この加入申請面積は、5万552ヘクタールということで全国第6位となっております。公表されております直近の、平成21年度水稻共済加入面積に占める割合が94.2%に相当するというので、全国平均の79.8%を大きく上回る状況となっております。

本県は、これまで生産者の理解と協力のもと、生産調整を達成してきておりますことから、モデル事業の実施に当たりまして、順調に移行できたものというふうに考えてございます。また、モデル事業に加入しない農家の理由といたしまして、制度上、交付対象面積や作付面積から10アールが一律控除されるということございまして、小規模な、作付面積が10アール以下の農家ですとか、あるいは経営規模が小さい農家におきましては、手続きが煩雑な割にはメリットが感じられないといったようなことが理由として考えられます。

なお、国では、米の生産調整に対する評価につきまして、戸別所得補償モデル対策の実施により、主食用米の過剰作付面積は3万9,000ヘクタール程度、平成21年産に比べて約1万ヘクタールくらい縮小する見通しということでございまして、モデル対策の実施で生産

調整が進んだことを裏付けているとしています。本県におきましては、配分面積5万5,371ヘクタールに対しまして、作付見込み面積は5万4,576ヘクタールとなっております。本年度も目標を達成する見通しであり、県全体としては、過剰作付はないというふうに見込んでおります。

次に、②の水田利活用自給力向上事業の加入申請面積—これは、主食用米以外の作付面積でございますが、この加入申請面積は、全体で2万4,187ヘクタールということで、前対策、平成21年度の産地確立交付金などの交付面積と比較しますと241ヘクタール、約1%の減少となっております。

作物別に見ますと、作付が増加した作物は、飼料用米の増加が545ヘクタール、ホールクロップサイレージ用稲の増加が97ヘクタールなどとなっております。一方で作付が減少した作物は、大豆の減少が285ヘクタール、飼料作物の減少が1,027ヘクタールなどとなっております。特に大豆の作付につきましては、実需者との契約取引の減少あるいは条件の悪い水田における飼料用米などへの移行の部分もあったほか、従来の自家用生産の部分が減少したものであるというふうに見ております。

3ページをお開きください。次に、3の今後の交付金の交付のスケジュールについてでございますが、(1)の国の基本的な考え方といたしまして、米のモデル事業の定額部分は年内での支払い、同事業の変動部分と水田利活用の事業につきましては年度内の支払いというふうに予定をしております。

(2)の交付金の交付につきましては、国から加入者に対して交付決定通知書を送付し、交付決定の通知後、二、三日後に加入者の口座に振り込む予定となっております。

次に、4の本格実施に向けた国への提案についてでございます。農業者が将来展望を持って、意欲的に経営に取り組むことができるものとなるよう、制度上の課題や問題点を抽出し政策提言につなげるため、4月末に、集落営農組織のリーダーですとかあるいは有識者で構成する、いわて希望農業政策懇談会を設置したところでございます。あわせて地域の水田協議会に対するアンケート調査を実施したところでございます。こうした懇談会での議論でありますとか現場の声、こうしたことを踏まえて、県としての政策提案を五つの項目に取りまとめ、国に対する提案活動を行おうと思っております。

提案の項目は、囲み部分に記載しておりますとおり、一つには制度の具体的内容の早期提示、二つ目として財源の確保と制度の恒久化、三つ目として地域の特色ある産地づくりや特徴的な営農活動に配慮した制度設計、四つ目として制度の実効性を高める農業生産基盤整備の推進、五つ目として米政策における需給調整対策の実施、この五つの点にまとめてございます。

今後とも地域農業の実情あるいはこれまでの取り組みが制度に反映されますよう、国の動向を注視しながら、適時適切に国等に対して提案活動を実施してまいりたいというふうに考えております。以上で御説明を終わります。

○菅原競馬改革推進監 岩手県競馬組合の発売状況について御説明を申し上げます。

1の平成22年度の発売額の計画達成状況でございますが、これにつきましては、7月6日の第2回運営協議会での収支計画の見直し後の数値でございます。岩手競馬通算第11回まで一4月3日から8月30日まで66日間の達成率でございますが、98.7%でございます。それから、他の主催者の馬券を発売いたします広域受託発売につきましては96.8%でございます。

それから、2の前年度比較でございますが、発売額につきましては102億6,200万円で、前年度比91.5%になっておりまして、入場者数につきましては、競馬開催場では16万2,254人、前年度比89.2%、それから総入場者数では67万6,074人で、前年度比86.5%といった状況でございます。内訳につきましては、説明は省略させていただきますが、下の表をごらん願いたいと思います。以上で説明を終わります。

○新居田弘文委員長 ただいまの報告に対する質疑も含めまして、この際、何かありませんか。

○喜多正敏委員 国体に関連をしまして、多目的屋内練習施設整備計画ということで、平成22年度にスポーツ健康科学センターの設計等を行うということで、この委員会でも県産材の活用についていろいろ提案がございました。農林水産部として、教育委員会への県産材の働きかけの状況とか、県産材の活用の見通しについてお伺いをしたいと思います。

それから、さきに技術立県、農業を確立していくということが前の委員会で説明があり、質疑が交わされました。その結果、それについてどのような検討結果を生かした形となって進んでおられるか。それから、県政調査会でも工藤勝博議員からお話ありましたが、技術立県ということでもありますから、当然ながら本県の、県としての試験研究機関の決定もあるわけではありますが、盛岡市、滝沢村にかけては農業試験研究機関、独立行政法人の試験研究機関も多数立地いたしているわけではありますが、そうした試験研究機関との連携はどのようになっているかお伺いします。

○堀江林業振興課総括課長 教育委員会が施設整備を進めております多目的屋内練習施設とスポーツ健康科学センターの関係でございますが、これまでも当部のほうから、ぜひ木材をたくさん、特に県産材を使っただきたいということでお話申し上げ、また林業関係団体からも昨年度、教育長に対する、さらには今年3月でございますが、副知事等に対する要望があったということもございまして、私どももそういったものを整備しているところでございます。

現在の状況でございますが、仄聞するところによりますと、基本設計あるいは実施設計をするための指名競争プロポーザルを実施し、相手方を特定したという話を聞いておりまして、今後、ことしの10月ぐらいまでに基本設計を詰めながら、来年の10月中に設計を完成させ、さらに施工業者選定の上で、2013年一3年後の8月の完成を目指すというようなスケジュールを伺っているところでございます。よって、今後の基本設計が特定された設計業者のほうで進められると考えておりますので、私どものほうでは、引き続き教育委員会に対して、木造施設のさまざまな事例等も紹介したりとか、あるいは木材供給のそういった体制

についてのPRをしながら、できるだけ木材を使ってもらえるような取り組みを働きかけしてまいりたいと考えているところでございます。

○工藤農業普及技術課総括課長 技術立県いわての関係でございます。技術立県いわての基本方針につきましては、2月の常任委員会におきまして御報告申し上げ、そして御意見をいっぱいいただいたところでございます。その大きな御意見の中では、マーケットインの考え方を入れるべきだというふうなお話があったというふうに存じております。

それを踏まえまして策定しておるのですが、マーケットインの考え方を入れて、そういう取り組みをして試験研究に取り組みましょうということで、マーケットインの視点による産地づくりの推進ということで取り組むこともあわせて盛り込ませていただいて、それで3月末をもって策定されて、関係方面に周知しているところでございます。

さらに、研究の成果の普及、定着を早め、その成果を生かしながら産地間づくりを進めるあるいは担い手の経営支援を進めるということが大事だということもありまして、産地づくりの加速化あるいは所得向上を図るため、行政、普及センター、そして試験研究機関が一体となりまして地域の技術的な課題を解決する、そういう仕組みづくりをしていきたいと思います。そして、現地試験なり現地での成果の発揮を早めて定着化させようということで、そういう仕組みづくりを、各広域振興局等を単位としまして、仕組みづくりを進めているところでございます。

具体的な例を申し上げますと、二戸市の雑穀。ここでの安定生産を図るとか、レタスの安定多収生産を図る、そういうものについて現地で実証圃をつくりながら、あるいは現地試験をしながら、それに試験研究が一緒にされていく、あるいはそこに生産者を初め関係者に対して成果の説明をしながら普及を図っていく、そういう仕組みづくりを各地域で進めてまいりたいというふうに考えて、今動き出しているところでございます。

それから、もう一点ございましたが、国の試験研究機関との連携ということでございますが、東北農業研究センターとの連携につきましてはこれまでも進めておったのですが、今、独立法人化された中で、競争的資金を活用しながら、その中で試験研究との連携を進めておりまして、具体的に申し上げますと、超多収米、これについての取り組みなども進めておるところでございます。これまでも東北農業研究センターは、東北6県の試験研究の中核として、各県との連携の、言うなれば基盤をなす部分を持っておりまして、それを合わせてさらに進めながら、そういう競争的資金の獲得をという視点も含めまして連携を進めているところでございます。

○喜多正敏委員 多目的屋内練習施設についてプロポーザルのお話がありましたが、具体的にそうした中に、県産材の活用とかそういったことは盛り込まれていたのですか。

○堀江林業振興課総括課長 プロポーザルの条件といいますかそれについては、正直に申し上げますと、教育委員会のほうでそれぞれ特定した設計業者のほうにお示ししたことになっておりまして、詳細のところまでは把握はしておりません。聞くところによりますと、提案項目の一つの中に、木材の利用についてどう考えているかというような項目もあ

るように聞いておりますので、そういった観点も踏まえながら設計業者を特定されたのではないかと認識しているところでございます。

○喜多正敏委員 その辺をもう少し強力に話をして、木材ではなくきちんと県産材を活用とか、具体的な提案を盛り込みながら、そうした中に位置づけをしておかないと、結局は話は聞いたけれどもコストの面とか納期の面でというようなことで、なかなか使われがたい状況が続くのではないかと。

それから一方、今度は具体的に県産材を使うということになった場合、供給側の問題として、乾燥とかもちろん山出しの問題もあるわけですが、それから強度の問題とか、そうしたことがきちんと把握されて使えると、こういうふうな話になってくると思われまので、流通とか供給体制のほうからも、しっかりとそういうことができるのだから、ぜひ使ってほしいということで、実務的に具体的に進めていかないとものにならないのではないかと。したがって、聞くところということではなくて強力でですね、話をして進めていく必要があるのではないかと思いますので、しっかりと頑張ってくださいと思います。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

それから、私も前に東北農業試験場の後藤虎男という農学博士がおられたときに、まだ種として安定していないということで栽培上も難しかったというふうには聞きましたが、例えばハチマンコムギは非常に製麺特性にすぐれているということで、実際、市内の製麺業者の方々、それから当時の農業試験場の方々、消費者等の方に集まっていたいて、当時は味の民芸とか、うどんのチェーン店が非常に北上してくるということで、我々そば文化として、あるいは冷麺とかじゃじゃ麺もあるのですけれども一じゃじゃ麺はうどん系なわけですが、非常に危機感を持って、これに対して迎え撃とうということで試作したことがございました。実際に讃岐うどんからも半乾麺、生麺を取り寄せて官能検査をしましたが、50人ぐらいで官能検査をやったのですけれども、保湿性とか味については、ひけを取らないという結果が出ました。残念ながら、その小麦は発表しないということで、製品化にはならなかったのでありますけれども、讃岐のうどんに習って「南部盛岡はつとなべ」ということで、南部鉄器で器をつくって、そうしたことで提供してやったというふうな記憶がありました。

きのう先生からお話がありましたが、地域に根づいた課題なりをとらえて試験をしていただき、あるいはその成果を生かして、具体的な生産なりあるいは流通の整備というふうな取り組みが必要だと思いますので、先ほどマーケットインの話もありましたけれども、機能分担をしながらあるいは連携をしながら、国の試験研究機関との強化を進めていっていただきたいと思います。以上であります。

○熊谷泉委員 私のほうからは、口蹄疫について何点かお伺いしたいと思います。今回、宮崎県の口蹄疫については終息という形になっておりますが、今回の大規模な被災について、県の従来の口蹄疫の防疫マニュアルを大分見直されたと思います。大きく変えられた点があれば、その大きな部分の見直しをお聞きしたい。

○千葉振興・衛生課長 口蹄疫のマニュアルの見直しの件でございますけれども、今回、宮

崎県の場合は、豚とか肥育牛とか、大規模農場で非常に発生して被害が拡大したということが一つの大きな問題点になったというふうに思っております。したがって、県のマニュアルの見直しにつきましても、それに必要な人員のあらかじめの確保とか、それから事前の埋却地の調整とか、そういったことを具体的に市町村等と話し合いながら、マニュアルの見直しを行ったところであります。

○熊谷泉委員 人員の確保もそういうことだということで、今、埋却地のお話が出ましたが、埋却地については、規模の大小にかかわらず事前に農家が予定地として確認しておかなければ迅速な対応ができないということだと思いますが、今回、埋却地が農場自身で確保できない場合は国が責任を持ってということふうに変えられたように思いますが、岩手県において、埋却地の予定地の確認といいますか、確保について、各農場にあらかじめ決めさせておくような措置をとってないと緊急に対応ができない。都城市の場合は、一晩のうちに百何頭を埋めて、それ以上広まらなかったわけですし、その辺の埋却地の確保について県ではどの程度把握しておられるでしょうか。

○千葉振興・衛生課長 口蹄疫が発生した場合の殺処分した家畜の埋却地の確保でございますけれども、現在市町村と話し合いをしながら進めておりまして、まず農場ごとに一対象が9,000農場ぐらいありますけれども、約95%ぐらいの農場で確保できております。まず第1には、自分の敷地あるいは近隣の農地で行うということにしておりまして、どうしてもそういうところで確保できない場合につきましては、例えば今お話がありましたような公共用地あるいは放牧場での検討を進めておりまして、約95%というふうな形の農場で確保できました。

また今回、国のほうから、国立国定公園特別敷地内での、牧草に覆われた場所であれば、そういった埋却地の利用も可能だということが指示ありましたので、今後そういうところも含めまして、残りの確保に努めていきたいと思っております。

○熊谷泉委員 わかりました。あと5%ぐらいということで、大分その辺は確認できているように思います。

今回、全く異例とも言える形で、宮崎県の場合はスーパー種雄牛というのが5頭、殺処分を免れたわけですが、これに関しては、全国の養豚協会等も非常に抗議と申しますか、今回の場合はおかしい措置だというふうに、ほかの県も含めて畜産の中ではそういう見方もあるわけですが、岩手県の場合は当然、今後そういう対応はないと思っておりますが、これについての県のお考えをお聞きしたいと思います。あわせてお聞きしますが、6頭のうち1頭は、同居していた牛が感染ということで殺処分されている。こういう特例措置は、OIEでどういうふうなとらえ方をして、これは清浄国になるときの判断に災いを及ぼさないのか。

もう一つは、岩手県も岩手畜産流通センターについて、ちょうど対米輸出も見込んでシンガポールにやっと輸出が始まった矢先にこういうことで、県の輸出はとまっているわけですが、さっき言ったOIEの清浄国と見なされる見通しで、どのくらい前の時点で輸出が再開できるのか。

あと一つは今、円高が大変進んでいまして、その対米輸出に関して円高がどのくらい影響があって、円高が進んだ場合、果たして高級肉と言われる部位における輸出の、本当にメリットがあるのか、その辺のお考えを聞かせていただきたいと思います。

○千葉振興・衛生課長 まず、今回の宮崎県でのスーパー種雄牛の取り扱いについてですが、現在の国の防疫指針におきましては、移動制限区域から牛を外に出すということは、例外が認められていないということです。今回、スーパー種雄牛につきましては、高鍋町の宮崎県家畜改良事業団で飼養されていたものですが、ここが移動制限区域内に入っていましたものを、外の西都市に移動したということで、国もこれを特例として認めたということにしております。

特に国は、宮崎県の畜産振興上、スーパー種雄牛というのが必要だということで、三つの条件を付して認めていると思います。一つ目は、農家の理解を得るということ。それから科学的に清浄性を確認するという。これにつきましては、2週間ほど毎日血液検査をしてウイルスに感染していないということを確認しております。それから、飼養者とか飼い方ですね—1人の人が1頭ずつ確認をするという飼養管理、お互いの同居牛というような状況をつくらないというようなことを確保しながら、その清浄性を確保するというような三つの条件のもとに許しております、今回特例として国が認めているものでございます。

次に、スーパー種雄牛の判断がOIEの清浄化に向けての判断に影響しないかということでもありますけれども、OIEの清浄性につきましては、今後、家畜発生農場の殺処分をすべて終えた7月から3カ月後の10月ごろに予定されていると聞いております。特に今回の種雄牛につきましては、国のほうでは、移動先で6頭のうち1頭が口蹄疫に感染したと。この疑似患畜とは飼養者あるいは牛舎が厳格に区分されて、疑似患畜ではないというふうな判断をしているということと、残った今生きているスーパー種雄牛については、科学的検査で清浄性が確認されているという、この2点をもって防疫措置に問題がないというふうな論旨の資料を添えて申請すると伺っております。

それから、輸出についての清浄性の見通しでございますけれども、10月に国からOIEのほうに申請を行った後、OIEでは来年2月に科学委員会を予定しているそうです。この科学委員会で、日本の申請どおり清浄性が可と認められれば、その委員会の場で日本は清浄国に復帰するということになり、2月の科学委員会が一つの日程なのかなというふうに考えております。

○菊池流通課総括課長 岩手県産牛肉の対米輸出の関係であります。いわゆる円高について、為替がどの程度であればどの程度の利益が上がるというレベルの検討以前の問題として、我々は岩手県産の牛がアメリカに輸出できている、アメリカに通用しているというものを、いわば岩手県産牛肉のブランドの有力化あるいは起爆剤にして、そのことがほかの国に対しても通用するということがありますので、今の段階では、とりあえずアメリカに岩手県産の牛肉を出すというところ、扉を開けるといいうところに主眼を置いて、施策を講じているところであります。

○工藤勝博委員 何点かお聞きしたい点があります。まず最初に、ことしの気象災害についてですけれども、先ほどのチリ地震の復旧、復興の状況については、皆さんの努力が反映されたと思います。特にことしは農林水産関係にとって、大変な災害といたしますか、春から続いているわけですけれども、特に3月、4月、5月の低温、日照不足があつて、6月から7月の集中豪雨、8月は猛暑ということで、現場にいる普及センターの皆さんも大変ご苦労したろうと思います。

そういう中で、7月17日の集中的な豪雨で特に岩手町、葛巻町で、農地から農作物の大変な被害がありました。その中で、いろいろ激甚災害等の申請もあつたということもありますけれども、被害状況はこのとおりなのですけれども、販売状況はどうなっているのかということ。あわせて、時期ももう9月に入っております。緊急的な豪雨とかそういう対策は当然されていると思いますけれども、今後の営農計画に向けては改植等の要望があつて検討中だということですが、その検討されている内容も教えていただければありがたいと思います。もう9月に入って日一日と、ことしの農作物の種まきにも限界ということもありますけれども、そういう状況に入って、まず先にお聞きしたいと思います。

○菊池流通課総括課長 野菜部門についての、これまでの本県の販売状況を御説明申し上げますと、8月30日現在の累計値でございますが、出荷数量で見ますと4万32トンということであります。これは、平成21年度の数字と比較しますと95%—5%の減という数量でございます。これを販売金額に換算したデータで申し上げますと86億900万円という状況であります。これを平成21年度と比較しますとやはり95%—5%の減ということになってございます。

数量が少ないことが、単価が高いことにあらわれておまして、単価については平成21年度の比較ですとほぼ同率。これは、過去5年平均と比較しますと7%ほど高くなっておりますが、出荷数量が少ないことが影響して、最終的に出荷金額が対前年度で5%少なくなっているという状況であります。

○千葉農産園芸課総括課長 岩手町の災害復旧対策の状況についてお尋ねがございました。キャベツとダイコンを対象としておりますが、キャベツにつきましては、委員からお話がありましたように、緊急に腐敗症等の発生が懸念されましたので、薬剤防除をしております。それから、あわせてその作物をあきらめて、まき直し、それから植え直し、種からではなくて苗を購入して植え直し、それからダイコンへの代作というようなことをしております。それからダイコンについては、まき直しという形で、それに係る薬剤費あるいは種子代、種苗費等のことについて、申請の方向で今検討しているところでございます。

○工藤勝博委員 以前の災害ですと、収量が少なかった分、価格にどんと反映されて、農家の収入はある程度確保されたのですけれども、今はそういう状況にもない。前もつての相対取引がほとんど主体になっておりますので、出荷量がマイナスになれば、その分、即、収入も減るという状況の中で大変な事態になっているわけですけれども、そういう点をどこかでカバーする方策がなければならぬと思うのです。それをカバーするには、やはりある程

度技術を高める、あるいは販売力を高めるということに行き着くかなと思っております。

そういう中で、特に8月の猛暑によってハウレンソウ。八幡平、久慈そして遠野地区では生産量が半分になったという状況。私もちょうど久慈の普及センターに行ったとき、技術もさることながら、根本的に考え直さなければならないということもおっしゃっていました。そういうことも見て対策会議というのをなされたと思いますけれども、今後の農家に向けての、岩手県にとってノーハウスのハウレンソウに、かなり一生産者もそうだと思いますけれども、今度はこういう方法でやるというメッセージが、ある程度確立されているのであれば教えていただきたいと思います。

○千葉農産園芸課総括課長　ハウレンソウの対策についてですが、先ほど御説明した発生状況と対応の、3ページの一番下書いておりますが、これからの予定については一先日の話になりますけれども、ハウレンソウについての技術対策会議をやっております。確かに厳しい数字で、8月の出荷量は50%で、かなり被害を受けているのですが、その中においても比較的生育が順調で、出荷も確実にされている方もいるという形で、そこら辺の技術的な解析を図りまして一具体的には、灌水の方法ですとか、土壌消毒ですとか、遮光資材の活用ですとか、そういう場面で違いが出ているようですが、そこら辺を整理いたしまして、今年のものには間に合わないですが、次年度以降の対策として、そこら辺のメッセージ、技術対策をしっかりと打ち出していききたいと、そして安定的な収入、出荷量を確保してまいりたいと思っております。

○工藤勝博委員　それでは、次に戸別所得補償制度に対しての国への提案の中で、農業者が将来展望を持てるような制度にしてほしいと。これは当然そのとおりなわけですがけれども、特に岩手県の場合、認定農業者の人数が全国的にも結構多いほうなのですね、8,500人。各市町村で、意欲的に取り組みますよという農家が手を挙げて改善計画をつくって認定農業者になっているということで、地域の農業を支えているのは認定農業者だろうと私は思っております。

あともう一つは集落営農。これも資料にもありますけれども484団体ということで、かなりの数字でウエイト的に岩手県の農業組合が進んできたなと思っております。一つの集落の中に、やはりいろいろな経営規模があります。そういう中で集落営農をつくったということで、何と云うか一つの経営体、一つの集団として、これから来る大きな集落の、水田なら水田の核になっていかなければならないと思うのです。そういう中で、それをうまく作用していくのも、もうちょっと提案の中にも盛り込んでいただければいいと思います。

それともう一つ、何と云っても米の消費はどんどん減っています。10年間に100万と減っていますから、実際に食べる消費拡大は無理だと思うのです。米そのものをやはり飼料用米とか、米粉とかという形で普及するためにも、先ほどの多収米があればいいと思いますし、コストを下げる部分でも、基盤整備がなくては常に、いつまでも岩手県の農産物のコストは下がらないだろうと思います。

ちなみに、きのうでしたか大泉先生の話をお聞きしましたがけれども、本当にこれで岩手県が農

業県かと言われました。一瞬びくっとしましたけれども。全国の生産高から見れば 12 位、そして戸別当たりで見ると、もう 40 位の下段のほうなのです。やはりその辺も含めて、これからの県の制度も含めて、国にも要望しながら、本当に将来展望を持って農業をやるのだと。確かに新規就農者もふえていることはふえているのですけれども、でもやろうと思っ
ていても、こういうものだと思っ
てしまえばやはり将来展望が開けていかないだろうと思っ
ていますので、その辺もあわせて、どういう状況になるのかお話あればお願いします。

○徳山農政担当技監 ことしモデル的に実施しております戸別所得補償制度一
来年度から本格化されますけれども、これについての御見解でございます。

まず、提案の中にもっと集落営農の育成について盛り込んでいただきたいという
ような話でございますけれども、先ほどの資料で簡単に書いておりますけれども、やはり岩手県と
いたしまして集落営農組織の育成というのは、農地の保全管理から生産の拡大まで非常に
重要なことと考えておりますので、農地の集約化あるいはブロックローテーション、このよ
うなものについても、今度の交付金の中で使えるようにしていただきたいというふうな具
体的なものについて提案しました。

概算要求の内容が今明らかになりつつありますが、その中で、産地資金という形で、集落
営農でも地域の状況によって使えるようなものがかかり出てきておりますので、さらにそ
の内容の細かいところを情報収集しながら、必要に応じて国のほうに働きかけたいという
ふうに思っております。

あと、私はきのうの大泉先生のお話は聞かなかったのですけれども、聞いた者からいろ
いろ話を聞きました。岩手県は本当に農業県かという非常にショッキングな話をされたとい
うふうなことで、ただ、いろいろなデータを分析いたしますと、確かに園芸産地あるいは西
南の地域で、通年栽培ができるところが上位にくるような指標にもなっております。ただ、
長い目で岩手県の産出額を見ますと、10 位前後で推移しておりますけれども、額はやはり
落ちております。これは、私どもといたしましてもどうして落ちたのか、特に担い手の減少
問題が大きいというふうにとらえておりますけれども、そこら辺の分析をしながら、本当に
農業県として、これからも全国に胸を張って言えるような、そういうふうな対策を講じてい
きたいというふうに思っております。

○須藤農村整備担当技監 ただいまの質問の中で、基盤整備の推進も必要だというふうな
お話もございました。資料の 3 ページの提案項目の中にございますが、戸別所得補償制度の
実施に合わせて、実効性を高めるために基盤整備の推進も必要だということで、この提案項
目の中に盛り込んでいるところでございます。

それと、国のほうの来年度の概算要求の姿が見えてきておりますけれども、農業農村整備
予算は非常に厳しい状況になっております。今年度に比べますと 105%くらいというふうに
伸びてはおりますが、今年度予算が昨年から急激に減少しておりますので、平成 21 年度に
比べると、来年度の概算要求額は 39%ぐらいにしかないというふうな状況でございま
して、これからも国のほうに要望活動を行っていく必要があるというふうに考えていると

ころでございます。

○工藤勝博委員 ありがとうございます。もう一つお聞きしたいと思いますけれども、農地水環境保全向上対策、ことしで4年目。それぞれの地域では、集落ですばらしい取り組みをして、これはいいことだというか、これがあるお陰で地域の環境が守られるし、水路なりあるいはまたいろいろな地域の子供たちにもそういう環境学習ができる場を提供しながら、一緒に地域の実態も見ていただけるということで、大変いい事業だと思います。

来年度から、また内容も変わるということもあります。それで、私が一番残念に思っているのは、当初から田んぼ10アール4,400円、国で示した。それを岩手県は財源がなかったということで、その半分にしているということなわけですが、何とか来年度というか次の対策においては、満額を確保できるような形で岩手県の農地、水を守る。地元にいる人たちが守るのですから、無駄な金には絶対にならないと思うのです。特に先ほど須藤技監が言った基盤整備の部分、かなり減っています。土地改良区でも、もうほとんど水路も自分たちではやれないのだと、地域の人たちがやってくれと、そういう状況が至るところで出ていると思うのです。それにある程度支援できるような農地水環境保全の対策の中で、国が示した満額を、県でも予算措置できるように要望したいと思いますので、その辺のお考えをお聞きします。

○伊藤農村建設課総括課長 農地水環境保全向上対策についてでございますけれども、この対策は平成19年度からスタートして、ことしで4年目ということになります。委員からお話もございましたように、この対策に参加しております活動組織、県内で449ほどございますけれども、その方々のアンケートの調査によりまして、活動の取り組みによって地域での活動参加者もふえてきているし、回数もふえていると。それから、何よりもそういった地域内の交流が促進されて、地域が生き生きとしてきているというふうな回答が、7割から8割寄せられております。

そうしたことで、効果の高い取り組みというふうに考えておりますが、お話にありました支援単価の件でございます。支援単価につきましては、これまで県の独自要件として定めてきておりまして、国の基準の2分の1としてきております。こういった要件の設定は、東北では宮城県と山形県が同じような要件設定をしておりますけれども、現在の厳しい財政状況の中で、限られた予算をできるだけ多くの地域の要望にこたえるために設定したものでございます。こういった単価の設定につきましては、同様に共同組織の方々を対象にしてアンケートをしておりますけれども、以前、平成19年度の時点では、ちょっと単価が少ないというふうに回答をいただいたのが29%ございましたが、昨年度、平成21年度に実施した同様の調査では20%ということで、単価が少ないと感じておられる方が若干減ってきております。一方で、このぐらいの単価でちょうどいいというふうなお答えをいただきましたのは、平成19年度35%程度でありましたが、昨年度は47%まで増加しているというふうなことで、支援単価に対する地域での評価も少し移ってきているかなというふうに思っております。

こういった状況を、県で設置しております第三者委員会にもお示しをして、この単価低減もやむを得ないというふうな第三者委員会での理解のもとで、県の独自要件については継続してきているところでございます。

それから、概算要求におきまして、国における制度拡充のお話がありました。特に水路や農道の長寿命化メニューというのが新たに拡充するというふうなことでありますけれども、こういった長寿命化の取り組みと申しますのは、本県ではこの対策の柱として、最初から取り組んできているというふうなこともありまして、こういった経緯も踏まえて、今後制度の詳細が国から説明があると思っておりますので、その説明を受けて、市町村や活動組織あるいは第三者委員会にもお諮りをして、今後の対応を検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○工藤勝博委員 今のお話の中で、各組織のアンケートのお話もありました。私もそういう組織に入っていますけれども、恐らく一般の県民の人たちは、最終的に2,200円だろと言っています。国で示した4,400円は頭がないのですよ。だからこれでちょうどいいのかなと。本来もっとも必要なのです。例えば水路を500メートル直すところを200メートルで我慢するという現実なわけです。せつかく国ではそのくらい出すというのだから、やはりそれに合わせて、県の方でも幾らか努力をしてもらいたいというのであります。それを聞かせてもらって終わります。

○伊藤農村建設課総括課長 県独自の要件によりまして、これまでこの対策を希望されておりますすべての組織について支援が可能になっているということはございます。一方で、この対策の負担をしておりますのは、県と市町村ということになりますけれども、それぞれの財政状況というものもございますので、いずれにしてもこの対策が地域にとって、より効果的な取り組みになるということが大事なことでございます。活動組織、あるいは市町村などの意見をお聞きして、第三者委員会での議論をいただきながら、制度の運用について検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○平沼健委員 浜の現状について若干お尋ねしておきます。例年この時期になりますと、大型クラゲの問題でこの場でいろいろと話が出ました。ところが、今のところは大型クラゲの心配がないようですけれども、逆にサンマが入ってこないですね。これは暖水海ということのようですけれども、サンマがこの時期から数カ月間、各港に入ってきて、漁港というかそういう町は、水産の選別とか加工とか流通とか、大変活況を呈して、雇用がその期間拡大されるわけです。

サンマがこれだけ不漁ということで、海水温ということなのですが、そうすると一方では、別の魚種が相当大量に入荷されるというか、水揚げがありますよということなのか。ですから、この沿岸部の各漁港が、そういう面で、サンマが今のところ不漁だけれども、いろいろこういうものが入ってきて、総体的には例年どおりの漁獲高というのでしょうか、漁獲量の実態になっているのかどうか、まずその辺を一つ。

それから、水産技術センター等でいろいろな調査をして、海水温の変化というか、その辺

も調べていると思うのですけれども、これから、このサンマというものが期待できるのか。その海水温の変化というのをどういうふうにとらえて、それをどんなふうに分しているのか、もしそういうものがありましたら示していただきたいと思います。

○寺島技術参事兼水産振興課総括課長 海岸の、海の水温が高いということで、サンマがなかなか入ってきておりません。北海道沖でもやはり3度、4度ぐらい高いことで漁場形成がならないというのが要因であります。単純に言いますと、これまでは今の漁期だと、サンマは15度ぐらい以下の水温を好むものですから、そういう水温帯が押してきているのですけれども、今年は20度以上の赤い表示になっておりますが、昨年度は青い表示—青というのは20度以下ですけれども、こういう海の状況になってございますので、多分、これが影響しているのだろうというふうに思っております。

今テレビ等でも、そういう水温が高い中で別の魚、珍しい魚でサワラー—これはことしだけではなく近年サワラーが入りますよということで、特に大船渡地区のほうで映像に出たりしております。ことしの8月と、それから去年の8月、暖かい水を好んでいる、暖かいところにすむ魚なのですけれども、これが数量的には8月に128トン。去年は39トンですから、いわば3.3倍ぐらいのサワラーが水揚げされている。それから、ブリー小型のショッコですけれども、これも、ことしの8月の水揚げでは、13市場の合計ですけれども979トン。去年は377トンで、2.6倍ということで、サワラーやブリの漁獲がふえていることになっております。

あと、若干水温が高いのもあるのかなと思うのですが、スルメイカも半減したりして、今の時期、若干通年とは違う形になっておりますので、ここら辺、魚種の交替になっている。ただ、市場に全部のぼっているかという、必ずしもそういうわけではなくて、定置の中に入るのが多いわけですけれども、県南のあたりが水揚げとしては多くなったりしています。ただ、ことしはサワラーは宮古市のほうにも入っておりますので、その意味では、水温が高いのが押しているのだなというふうに考えております。

それから、海水の変化をどのように考えているかということですが、水産技術センターもいろいろ調査をしておりますけれども、データはちょっと古いのですけれども8月3日に、独立行政法人水産総合研究センターの東北区水産研究所の、サンマ長期漁獲情報では、三陸への南下時期は平年並みという予測で、今、おくれているのですけれども、漁場形成は10月上旬ごろになるのではないかという、長期の漁獲の予報が今出ている状況です。

しかし、全体的に今、先ほどの衛星画像で見たとおり、かなり赤が強いので、これもどうなのかというふうには思っておりますけれども、私たちも、何といたってもサンマは本県で一番多く水揚げされる魚種でありますので、何とか水温が下がって漁場が元どおりにきてほしいというふうに思っております。

○新居田弘文委員長 ほかに質問はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新居田弘文委員長 それでは、なければ、これをもって本日の調査を終わります。

執行部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には、当委員会の委員会調査について御相談がありますので、少々お待ち願います。

それでは、委員会調査についてお諮りいたします。当委員会の全国調査につきましては、さきの委員会において、10月27日から29日までの日程で実施する旨、決定しているところではありますが、その詳細につきましては、当職に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○新居田弘文委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。